

津山市木づかい定住促進対策補助金交付要領

制定 平成27年4月20日

改正 平成28年4月1日

平成31年4月1日

令和元年7月16日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

令和3年7月1日

令和4年6月29日

令和6年3月31日

(趣旨)

第1条 市長は、市外から市内に自らが定住する目的で住宅を新築又は改修した者に対し、予算の範囲内において津山市木づかい定住促進対策補助金(以下「定住補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則(昭和42年津山市規則第13号)及び津山市林業振興補助金交付要綱(平成27年津山市告示第36号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ当該住所地在生活を本拠とすることをいう。
- (2) 地域材 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例(昭和32年岡山県条例第21号)第3条の登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品(皮剥等の加工丸太を含む。)のうち、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた製材品をいう。
- (3) 認証材 第三者機関の認証を受けた県内の森林管理認証(FM認証)森林から生産された原木(森林認証材)を使用し、岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例(昭和32年岡山県条例第21号)第3条の登録を受けている製材業者が、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた国産材製材品(皮剥等の加工丸太を含む。)をいう。(同条の登録を受けている製材業者が製材したラミナを活用した集成材・CLTを含む。)

ただし、県内に加工業者がない製品(構造用合板工場等の製品)については、県外の業者による製材品であっても、第三者機関に認証(CoC認証)を受けた業者が県内産の森林認証材を加工したものであれば、認証材とする。

(補助対象者)

第3条 定住補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 津山市地域材利用促進事業補助金の額の確定通知を受けた住宅に居住し、又は入居する者。
- (2) 津山市地域材利用促進事業補助金の申込日を1日目として遡って90日以内のい

いずれかの時点で市外に住民票が継続して1年以上ある者で、定住補助金申請日において津山市内に住民票がある者。

- (3) 第1号の通知を受けた日から翌年度3月31日までの間に定住補助金の申請ができる者。
- (4) 前号の期間に三世帯世帯居住促進補助金の交付申請をしない者。
- (5) 第1号の補助対象となる住宅に入居し、定住する意思がある者。
- (6) 市(区)町村税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下「市税等」という。)を滞納していないこと。
- (7) 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助金の額)

第4条 定住補助金の額は、新築又は改修に使用した認証材の材積に応じて、1㎡当たり5万円とし、50万円を上限とする。

2 定住補助金の額の算定の際に生じる千円未満の端数については、切り捨てることとする。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第5条 定住補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定住誓約書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し(3箇月以内に発行されたもの。)
- (3) 戸籍の附票等、地域材利用に係る住宅補助金等の申込日から遡って90日以内のいずれかの時点で、市外に住民票が継続して1年以上あることが確認できるもの。
- (4) 申請者の市税等の完納証明書(3箇月以内に発行されたもの。)
- (5) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書(様式第3号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、交付申請兼実績報告書の提出があった時は、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第7条 前条に規定する交付決定兼額の確定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに請求書を市長へ提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、定住補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した定住補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の方法により交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(台帳の作成)

第9条 市長は、この要領を適用して補助金を交付した住宅の台帳を整備することとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月20日から施行する。

(要領の失効等)

2 この要領は、令和8年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの要領の規定により定住補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この要領は、失効後もなおその効力を有する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年7月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行後において、平成31年4月1日施行の津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付要領第11条の規定による津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付決定及び額確定通知書については、この要領の第3条第1号の規定によるリフォーム等材料費補助金の交付決定及び額の確定通知書とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市木づかい定住促進対策補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市木づかい定住促進対策補助金交

付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年6月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市木づかい定住促進対策補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、改正前のこの要領により作成された用紙があるときは、この要領の規定に関わらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 令和6年3月31日以前に、津山市地域材で家づくり支援補助金又は津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金の額の確定通知を受けた住宅にあっては、第3条中「津山市地域材利用促進事業補助金」とあるのは「津山市地域材で家づくり支援補助金又は津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金」と、第4条中「認証材」とあるのは「地域材」と読み替えるものとする。